

## 「ネットワークSAITAMA21運動」運営規約

この運営規約は、日本労働組合総連合会埼玉県連合会（以下、連合埼玉という）と、一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会（以下、埼玉労福協という）の両団体が運営母体となって構成する「ネットワークSAITAMA21運動」の団体運営について定める。

（名称および事務局）

第1条 この団体の名称は「ネットワークSAITAMA21運動」とし、事務局を埼玉県さいたま市浦和区岸町7-5-19 連合埼玉内に置く。

（目的）

第2条 「ネットワークSAITAMA21運動」は、自助・共助・公助を基本に、勤労者と地域市民が互いに支え合う新しい市民社会の創造のために、福祉・環境・文化など暮らしにかかわる多様な分野で活動するNPO等への支援と連携を通じ、共生の地域社会の実現に資する活動に取り組むことを目的とする。

（事業）

第3条 この運動は、前条に掲げる目的を達成するため以下の事業を行う。

- （1）新しい地域社会の創造をめざす、市民参加型の非営利組織（団体）への助成・支援活動
- （2）勤労者及び地域市民のライフプランサポート
- （3）自己実現・生き甲斐づくり
- （4）ボランティア活動支援
- （5）多様なNPOとの連携・連帯活動
- （6）共生の地域社会づくりのためのコーディネート活動
- （7）勤労者の生活福祉支援活動
- （8）その他、第2条の目的に資する活動

（資産）

第4条 この運動の資産は次の2種類とする。

- （1）基本財産 連合埼玉及びその他の団体から基本財産とすることを指定して寄付された財産及び個人からの寄付された財産、運営委員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- （2）運用財産 基本財産以外の財産

（運用）

第5条 前条に掲げる資産の運用・管理は運営委員会が行ない、その処理を事

務局が行うものとする。

(経費)

第6条 この運動の経費は運用財産をもって賄う。尚、運用財産をもって賄う年度事業の収支、及びボランティア・カードに関する収支（寄付金など）等を作成し、運用財産会計を補足する。

(助成・支援等の範囲)

第7条 助成・支援等は、運用財産の範囲以内とし、その金額は、年度ごとに運営委員会で別途定める。但し、事業遂行上止むを得ない事由がある場合は、連合埼玉の執行委員会及び埼玉労福協の理事会の承認を経て、基本財産を取り崩して運用財産に繰り入れることができる。

(運営委員会)

第8条 「ネットワークSAITAMA21運動」を円滑に推進するため、連合埼玉と埼玉労福協、及び両団体が推薦するNPOや退職者組織等で構成する運営委員会を設置する。運営委員会は、第2条に掲げる事業のほか運営に関する重要な事項を決議する。

2. 議長は委員長が務める。
3. 運営委員会は委員長が招集する。
4. 運営委員会は原則として4半期に1回開催する。
5. 委員長が必要と認めた場合、又は委員の3分の1以上の者が付議すべき事項を示して請求した場合、臨時に運営委員会を召集する。
6. 運営委員会は委員の2分の1以上の出席で成立する。
7. 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席委員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員)

第9条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 委員 若干名
- (6) 監事 2名

2. 委員長は運営委員会を代表する。委員長に事故あるときは副委員長が代行する。
3. 事務局長は事務局を統括し、事業の遂行にあたる。事務局次長は事務局長を補佐する。
4. 委員は業務を担務する。

5. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

6. 監事は事業全般及び会計を監査する。

(役員の選任)

第10条 運営委員及び監事は、運営委員会で選任し、連合埼玉の執行委員会及び埼玉労福協の理事会において承認する。

2. 委員長及び副委員長、事務局長、事務局次長は委員会の互選により定める。

(役員の解任)

第11条 役員が次の各号の1に該当するときは、運営委員会及び評議員会において、それぞれ委員現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決にもとづいて解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(評議員及び評議員会)

第12条 運営委員会のもとに評議員会を置く。

2. 評議員会は、評議員50名以内で構成する。

3. 評議員は運営委員会で選任する。

4. 評議員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

5. 評議員会は年1回開催し、その他必要に応じて委員長が召集する。

6. 評議員会は「ネットワークSAITAMA21運動」の運動拡大に向けて運営や事業等に関する評議を行う。

7. 評議員会の議長は、評議員の互選による。

8. 評議員会の定足数、議決は運営委員会に準ずる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 「ネットワークSAITAMA21運動」の収支予算、事業計画及び事業報告、決算は運営委員会が承認する。

2. 運営委員会で承認された収支予算及び決算、事業計画及び事業報告は、連合埼玉の直近の執行委員会及び埼玉労福協の理事会に報告する。また、専用ホームページなどを通じて開示する。

(事業年度)

第14条 事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(規約の改廃)

第15条 この規約の改廃は、運営委員会で行う。

(解散)

第16条 「ネットワークSAITAMA21運動」は、運営委員会において委員現在数の4分の3以上の同意の上、連合埼玉の執行委員会及び埼玉労福協

の理事会の承認を得なければ解散できない。

(残余財産の処分)

第17条 「ネットワークSAITAMA21運動」の解散時に存する残余財産は、運営委員会において委員現在数の3分の2以上の同意と、連合埼玉の執行委員会及び埼玉労福協の理事会の承認を得て、類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

付則

1. この規約は、2003年11月18日より発効する。
2. この「ネットワークSAITAMA21運動」の設立当初の役員は、規定にかかわらず、別紙、役員名簿のとおりとする。
3. この「ネットワークSAITAMA21運動」の設立当初の評議員は、規定にかかわらず、別紙、評議員名簿のとおりとする。
4. 2010年12月27日 一部改定（団体名・事務所の位置を明示）
5. 2012年 1月24日 一部改定（評議員会の位置づけ見直し等）
6. 2013年 4月19日 一部改定（年度事業の収支等追記）
7. 2015年10月22日 一部改訂（事務所住所の訂正、資産運用訂正）